

1) 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

2) 後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

3) 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から後発品のある先発品(長期収載品)について、患者さん自らが長期収載品を選択した場合、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくこととなります。選定療養費についてご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

4) 入院基本料に関する事項

○一般病棟入院基本料(急性期一般入院料3) 42床(6A・6B・7A)

1日に12名以上の看護職員(看護師・准看護師)及び看護補助者5名以上が勤務しています。

日勤帯 8:30～16:55 看護職員1人あたりの受け持ち数は、5人以内です。

夜勤帯 16:30～8:30 看護職員1人あたりの受け持ち数は、14人以内です。

○一般病棟入院基本料(急性期一般入院料3) 30床(4B・7B)

1日に9名以上の看護職員(看護師・准看護師)及び看護補助者4名以上が勤務しています。

日勤帯 8:30～16:55 看護職員1人あたりの受け持ち数は、10人以内です。

夜勤帯 16:30～8:30 看護職員1人あたりの受け持ち数は、10人以内です。

○一般病棟入院基本料（急性期一般入院料3）14床（ER）

1日に6名以上の看護職員（看護師・准看護師）及び看護補助者1名以上が勤務しています。

日勤帯 8:30～16:55 看護職員1人あたりの受け持ち数は、7人以内です。

夜勤帯 16:30～8:30 看護職員1人あたりの受け持ち数は、7人以内です。

○ハイケアユニット入院医療管理料1（3階）

1日に6人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。

日勤帯 8:30～16:55 看護職員1人あたりの受け持ち数は、4人以内です。

夜勤帯 16:30～8:30 看護職員1人あたりの受け持ち数は、4人以内です。

○特定入院料（地域包括ケア病棟入院料2）5A

1日に10名以上の看護職員（看護師・准看護師）及び看護補助者が3名以上勤務しています。

日勤帯 8:30～16:55 看護職員1人あたりの受け持ち数は、7人以内です。

夜勤帯 16:30～8:30 看護職員1人あたりの受け持ち数は、21人以内です。

○回復期リハビリテーション病棟入院料（5B）

1日に10名以上の看護職員（看護師・准看護師）及び看護補助者が2名以上勤務しています。

日勤帯 8:30～16:55 看護職員1人あたりの受け持ち数は、9人以内です。

夜勤帯 16:30～8:30 看護職員1人あたりの受け持ち数は、20人以内です。

○療養病棟入院基本料1（8A）

1日に5名以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。

日勤帯 8:30～16:55 看護職員1人あたりの受け持ち数は、12人以内です。

夜勤帯 16:30～8:30 看護職員1人あたりの受け持ち数は、36人以内です。

○緩和ケア入院基本料（8B）

1日に8名以上の看護職員（看護師）が勤務しています。

日勤帯 8:30～16:55 看護職員1人あたりの受け持ち数は、6人以内です。

夜勤帯 16:30～8:30 看護職員1人あたりの受け持ち数は、10人以内です。

5) 明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際

に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。